

新潟市は、新型コロナウイルス感染症を受けて浮き彫りとなった経営課題を解決するため、ITツール導入に係る設備投資を行う市内中小企業を支援しています。

新潟市 IT ソリューション 補助金

■ 1. 補助対象

IPC財団「中小企業成長支援促進事業（専門家派遣事業）」の利用者（※）

（※：自社の業務課題を解決するため、専門家の助言をもとにITツールを導入するもの）

（※：導入予定の製品やソリューションが既に具体的であり発注事業者も決定している場合は対象外）

専門家派遣事業は
QRコードから



■ 2. 対象業種 ※（1）又は（2）に該当する業種

（1）新潟市・聖籠町基本計画で定める指定6分野に該当する事業

- ① 航空機関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野（※①～⑥のいずれかに該当）
- ② 米などの農業特産物を活用した食品・バイオ関連分野
- ③ 地域の企業が保有する金属加工や機械組立加工などの技術を活用した成長ものづくり分野
- ④ 情報通信関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野
- ⑤ 拠点性を支える物流関連産業の集積を活用した物流関連分野
- ⑥ 新潟港・新潟空港等の拠点性の高い交通インフラを活用したエネルギー関連分野

（2）新潟市 創業サポートオフィス対象業種など（※詳細はお問い合わせください）

■ 3. 制度概要

補助対象経費	補助率	限度額
ITサービス導入に係る経費（※） （※機器・ソフトウェアの購入費・リースレンタル費用、システム開発委託費、ITサービス（SaaS等）利用料・通信費・専門家派遣費用等）	補助対象経費の 2/3以内	400万円

■ 4. 募集スケジュール（※予算がつき次第、受付は締め切り）

募集開始：令和2年10月 1日 から
令和3年 2月26日 まで

申請にあたっては、
事前相談が必須となります

■ 6. 手続きの概要

申 請 者	①専門家派遣事業を利用（必須） 新潟市産業振興財団の「中小企業成長支援促進事業（専門家派遣事業）」を利用、自社の課題解決のための専門家助言を受ける	➡	新 潟 市
	①事前相談（必須） 設備投資計画が補助対象となるか事前相談	➡	
	②補助金の交付申請 事前相談の内容を踏まえ所定様式に記入の上、添付書類を添え申請	➡	
	③補助金の交付決定通知 申請された事業を審査の上、交付決定を通知 設備導入 ※支払い、導入設備の効果測定まで完了	➡	
	④補助金の実績報告 補助対象事業の事業完了後1ヶ月以内又は2月末の早い日まで	➡	
	⑤補助金の確定通知 設備投資実績を審査の上、補助金額を確定通知	➡	
	⑥補助金の交付	➡	

■ 7. 提出書類

申請期限・提出書類			
交付申請②		実績報告④	
申請期限	提出書類	報告期限	提出書類
事業の着手日の前日	(1) 補助金交付申請書 (2) 事業計画書 (3) 取得予定の設備の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (4) 法人の登記事項証明書又は住民票 (5) 最新の決算書（写し）又は確定申告書（写し） (6) 対象設備設置予定箇所の写真	事業完了後30日以内 又は補助金の交付決定に係る年度の2月28日のいずれか早い日	(1) 補助金交付実績報告書（兼変更届出書） (2) 実績報告書 (3) 事業に要した費用の明細書及び取得価額を明らかにする書類 (4) 取得した設備の納入日を明らかにする書類 (5) 取得した設備の保管状況を明らかにする書類 (6) 取得した設備の設置後の写真

■ 8. 申請窓口

新潟市 経済部企業誘致課

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地古町ルフル5階

TEL : 025-226-1689 (直通)

FAX : 025-228-2277

Email:kigyo@city.niigata.lg.jp

市HPはこちら

